

令和7年度第3回国分寺市子ども・子育て会議

令和7年9月16日

国分寺市役所

会議室201

次第

1 報告

子ども・子育て会議設置条例改正予定について

2 議事

国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和6年度実績）の評価について

3 その他

次の会議の開催日程等について

■ 配付資料

7-3-1 子ども・子育て会議設置条例改正予定について

7-3-1 別紙1 新旧対照表

7-3-1 別紙2 参考資料

7-3-2 令和6年度施策評価（案）（基本目標Ⅰ～Ⅱ）

7-3-3 国分寺市子ども・子育て会議委員意見まとめ（基本目標Ⅰ～Ⅱ）

子ども・子育て会議設置条例改正予定について

1 国分寺市子ども・子育て会議設置条例の主な改正に至る経緯

市では、令和8年4月1日より乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を開始します。当該事業は、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもとその保護者を対象にした、就労要件を問わない新たな通園制度で、全国の自治体で実施されます。

当該事業を国・都・市以外の民間事業者等が行う場合は、市の認可および確認が必要となります。市が認可・確認を行うに当たっては、それぞれの法令に基づき、予め外部の意見を聞く必要があります。このことについて、本市では、国分寺市子ども・子育て会議に意見を聞くことをもって対応する予定です。

しかし、子ども・子育て会議にこの役割を担っていただくためには、会議の所掌事務に新制度に関する事項を追加する必要が生じました。そのため、現在会期中の市議会にて、国分寺市子ども・子育て会議設置条例（以下「設置条例」といいます。）の一部改正に係る提案を行い、手続を進めています。

本報告は、改正手続中ではありますが、改正予定内容について報告するものです。

2 設置条例の主な改正内容

改正内容は次の3点です。（別紙1「改正イメージ（新旧対照表）」参照）

<第1条（設置）>

- 児童福祉法を根拠法令の一つとして明記します。

<第3条（所掌事務）>

- 第3号に子ども・子育て支援法第54条の2（特定乳児等通園支援事業者の確認）第2項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第3項に規定する事項を明記します。

- 第6号に児童福祉法第34条の15第4項に規定する認可に関する事項を明記します。

※第2号については、別途の児童福祉法の一部改正を受けて、引用条文がずれたことによる改正です。

3 認可と確認について

（1）保育所等の認可と確認の仕組み

保育所や認定こども園、地域型保育事業等について、当該施設や事業が、子ども・子育て支援法に基づき市からの給付の対象となるためには、「認可」と「確認」に係る手續が必要です。

項目	認可	確認
目的	施設や事業の設置基準を満たしているかを審査して運営を許可する。	給付の対象となる施設・事業者としての要件を満たしているかを確認する。
実施主体	3 (2) 認可と確認の権限一覧（本市の場合）参照	
対象	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業など	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業者など
根拠法令	児童福祉法など	子ども・子育て支援法
主な審査・確認事項	施設の広さ、職員配置、設備など	運営基準の遵守、利用定員、会計処理など
結果	認可されると施設として運営可能	確認を受けると施設型給付・地域型保育給付の対象となる

(2) 認可と確認の権限一覧（本市の場合）※根拠法令は（別紙2「参考法令（抜粋）」参照）

施設・事業	認可権限	確認権限
保育所		
幼稚園（新制度）	東京都	
認定こども園 ※現在市内にはありません		国分寺市
地域型保育事業	国分寺市	※意見聴取が必要 (子ども・子育て支援法 第31条第2項 第43条第4項 第54条の2第3項)
乳児等通園支援事業 ※今回追加された事業	※意見聴取が必要 (児童福祉法第34条 の15第4項)	

4 会議の所掌事務に関するこれまでの取り扱いと今後の見通し

これまで、地域型保育事業の認可に関する意見聴取は、案件が少なかったため、設置条例第3条第5号の「市長が必要と認める事項」として取扱い、会議から意見を聞く仕組みとしてきました（過去10年間会議への付議案件はありません。）。

今回、新たな事業の開始により、今後数年間に渡り定期的な審議が見込まれることから、会議の所掌事務として明確に位置付ける必要性が高まってきました。

以上を踏まえ、設置条例の一部を改正することで、子ども・子育て会議の役割をより明確化し、子ども・子育て支援施策の更なる充実と適切な運営を図ります。

新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき_____</p> <p>_____、及び国分寺市における子ども・若者育成支援（子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第1条（目的）に規定する子ども・若者育成支援をいう。<u>第3条第5号</u>において同じ。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国分寺市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、<u>並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項に規定する意見の聴取を行うため</u>、及び国分寺市における子ども・若者育成支援（子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第1条（目的）に規定する子ども・若者育成支援をいう。<u>第3条第7号</u>において同じ。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国分寺市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に 関し、法第31条(特定教育・保育施設の確認) 第2項に規定する事項</p> <p>(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に 関し、法<u>第43条(特定地域型保育事業者の確 認)</u>第2項に規定する事項</p> <p>(3) 国分寺市の子ども・子育て支援事業計画 に関し、法第61条(市町村子ども・子育て支 援事業計画)第7項に規定する事項</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に 関し、法第31条(特定教育・保育施設の確認) 第2項に規定する事項</p> <p>(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に 関し、法<u>第43条(特定地域型保育事業者の確 認)</u>第4項に規定する事項</p> <p>(3) 法第54条の2（特定乳児等通園支援事 業者の確認）第2項の規定による特定乳児等 通園支援の利用定員の設定に関し、同条第3 項に規定する事項</p> <p>(4) 国分寺市の子ども・子育て支援事業計画 に関し、法第61条(市町村子ども・子育て支 援事業計画)第7項に規定する事項</p>

(4) 国分寺市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に關し、必要な事項及び当該施策の実施状況に係る事項	(5) 国分寺市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に關し、必要な事項及び当該施策の実施状況に係る事項 (6) <u>児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可に關し、同条第 4 項に規定する事項</u>
(5) 国分寺市における子ども・子育て支援及び子ども・若者育成支援に関する施策に關し、市長が必要と認める事項	(7) <u>国分寺市における子ども・子育て支援及び子ども・若者育成支援に関する施策に關し、市長が必要と認める事項</u>

参考資料

1 用語解説

利用定員	施設や事業所に支払われる給付費の基本単価等を決定する際に用いられる定員のこと
特定教育・保育施設	市町村が給付費の支給に係る施設として確認した教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）のこと
特定地域型保育事業	市町村が給付費の支給に係る事業を行う者として確認した以下の事業を行う者のこと <ul style="list-style-type: none">• 家庭的保育事業• 小規模保育事業• 居宅訪問型保育事業• 事業所内保育事業

2 参考法令（抜粋）

児童福祉法 第34条の15第2項	国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
児童福祉法 第34条の15第4項	市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。
子ども・子育て支援法 第31条第2項	市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
子ども・子育て支援法 第43条第4項	市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

子ども・子育て支援法 第54条の2第2項	前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。
子ども・子育て支援法 第54条の2第3項	市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

令和6年度施策評価（案）

（基本目標Ⅰ～Ⅱ）

国分寺市による評価

1 個別事業の実施状況

別紙「重点事業評価シート（令和6年度）」のとおり

2 施策の方向性に係る実施状況

通番1「利用者支援事業（基本型）の充実」では、親子ひろばの実施場所や児童館、公園など保護者が集まるところに巡回訪問を実施した。通番2「出産・子育て応援（ゆりかご・こくぶんじ）事業」における全ての妊婦を対象としたゆりかご・こくぶんじ面接や、通番3「両親学級（わくわくクラス・ひかりクラス・プレママプレパパセミナー）」を通じて、妊娠期から子育て期にわたって必要な支援を受けることができるよう各種子育てサービスに関する情報提供を行った。また、通番2及び「産婦・新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）」（本計画第5章掲載事業）により、母子の体調や生活状況を確認して、自ら相談に来ることができない方への各種サービスの情報提供を行い、専門職による電話・面接・訪問相談につなげるよう努めた。

通番1及び通番2で対応した方のうち、継続的な支援や関係機関への連携等が必要な方については、通番4「子育て世代包括支援センター事業（「親と子の相談室」を含む）」や通番1における3地区拠点親子ひろば連絡会等において把握し、必要に応じて関係機関との情報共有・連携を図りながら対象者への支援を行った。加えて、通番1における地域ネットワーク構築のための地区連絡会や、国分寺子ども・子育て支援円卓会議に市職員が参加するなど、市内の親子ひろばや子育て支援活動団体等と連携を図った。

通番5「保育コンシェルジュ事業」では、保護者からの保育施設への入所に関する相談に対して市職員が助言を行い、市内各保育施設の空き状況を把握して希望に沿った施設を案内するなど、円滑な保育施設利用に向けた情報提供を行った。また、障害がある児童や医療的ケアが必要な児童の入所希望に対しては、希望施設との連絡調整や見学の日程調整、同行見学を行った。加えて、通番6「母子・父子自立支援プログラム策定事業」及び通番7「ひとり親家庭自立支援給付金事業」において、発育や発達支援に特に配慮が必要な子ども及びその保護者への支援や、家事等や経済面で困難を抱えやすいひとり親家庭の生活自立に向けた支援を継続して行った。

各種子育てサービスに係る情報については、関係部署と密接に連携を行うとともに、「暮らしのガイド」や「子育てガイド ホッとおれんじこくぶんじ」、各事業において個別に作成している資料（保育所等入所案内、ひとり親家庭のしおり等）を活用しながら、各種事業を通じて、分かりやすく幅広い子育てサービスに係る情報提供を行った。

3 施策の進捗状況

おおむね順調に進んでいる。

国分寺市子ども・子育て会議の評価（案）

1 個別事業の実施状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

2 施策の方向性に係る実施状況

通番2「出産・子育て応援（ゆりかご・こくぶんじ）事業」については、妊婦や子育て家庭への支援を目的とした事業であるが、特に経産婦に対しては、個々のニーズに合わせた柔軟な対応が求められる。面接の形式（対面・電話）や所要時間、内容について、初産婦と経産婦の違いを考慮し、より効率的かつ効果的な支援が提供できるよう検討されたい。

通番6「母子・父子自立支援プログラム策定事業」及び通番7「ひとり親家庭自立支援給付金事業」については、ひとり親家庭の自立支援を目的とした事業であるが、量的実績が目標を下回っている状況にあり、ひとり親家庭の多忙な状況を考慮したより積極的かつ効果的なアプローチが必要となる。悩みを抱えていても相談をためらう市民にも配慮し、対象者のニーズや生活実態に即した幅広い周知方法を検討されたい。

3 施策の進捗状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

国分寺市による評価

1 個別事業の実施状況

別紙「重点事業評価シート（令和6年度）」のとおり

2 施策の方向性に係る実施状況

通番8「子育て支援活動の推進（地域組織化活動）」では、地域でともに支え合う環境づくりを進めるため、子ども・子育て支援円卓会議や地区連絡会を開催し、市民活動団体等との意見交換や情報交換の場を確保した。また、地域の子育て支援活動団体の協力を得て、市ホームページだけでなく、団体の持つ広報媒体を活用したイベント等の広報を行い、地域の子育て支援活動団体等のイベント実施場所の確保や広報等の支援を行った。

通番9「こくぶんじ青空ひろば」では、市内10公園において誰もが安心して立ち寄れる遊びの場を提供したことにより、乳幼児親子が戸外遊びと一緒に楽しみ、保護者同士の交流を深める機会を創出した。また、世代を超えたボランティアの受入れにより、地域住民が子どもの遊びを身近に感じ、子育て支援について理解を深める機会となり、地域全体で子どもを見守り、育てる環境づくりの促進につながった。

通番10「児童館における行事の充実」及び通番11「児童館におけるボランティア等受入れ事業」では、地域の高齢者や学生のボランティアを受け入れて、読み聞かせやけん玉、おもちゃや病院等の行事を行った。各児童館のまつりや防災映画観劇会等の大規模行事では、地域の防災会・民生委員・PTA等の団体ボランティアと連携や協力をしたことで、多年代や地域との交流につながった。

各事業の実施に当たっては、就労や就学している方が活動に参加しやすいよう、土曜日や日曜日にイベントを実施し、ボランティアの受入れを行った。

3 施策の進捗状況

おおむね順調に進んでいる。

国分寺市子ども・子育て会議の評価（案）

1 個別事業の実施状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

2 施策の方向性に係る実施状況

通番11「児童館におけるボランティア等受入れ事業」については、地域の人材を活用し、児童館活動の充実を図る事業であるが、量的評価が「c」となっているため、新規登録者数の増加に向けて、ボランティアの登録方法や活動内容に関する積極的な情報発信に努められたい。

3 施策の進捗状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

国分寺市による評価

1 個別事業の実施状況

別紙「重点事業評価シート（令和6年度）」のとおり

2 施策の方向性に係る実施状況

通番12「待機児童解消のための認可保育所の増設」では、当初の計画に基づいた令和4年4月1日付けでの待機児童解消を図ることができなかったため、「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画」の中間見直しにおいて計画変更を行い、認可保育所の入所定員を増員したが、待機児童を解消するには至らなかった。今後は、就学前児童人口の推移や保育所利用率を注視しながら、更なる定員の弾力化や定期利用保育事業、ベビーシッター支援事業等を実施するための環境を整備し、待機児童解消に努めていく必要がある。通番13「基幹型保育所システム事業」では、保育施設職員の知識・技術向上のため、乳児保育分野・幼児保育分野のキャリアアップ研修や、重大事故防止・食育等のスポット研修等、保育情勢や職員ニーズに沿った研修を実施した。また、保育の質の維持・向上を図るため、不適切保育未然防止に向けた巡回訪問を実施し、配慮が必要な子どもに対する保育士の対応力向上のための巡回相談を行った。通番14「障害児保育事業」では、障害のある児童一人ひとりの特性に応じた保育を行うため、職員加配に対する補助を実施した。

通番15「学童保育所整備事業」では、施設の狭あい状況の解消を目指し、第三小学校と第十小学校に学童保育所を新設した。また、小学校の三季休業中等に、教育委員会や学校の協力を得て、学校の教室、図書室、体育館及び校庭の学校施設を借用して分散保育を行い、子どもが安心・安全に過ごせるよう、放課後児童健全育成事業を実施した。多様な体験・活動を行うことのできる環境の充実のため、学童保育所の放課後児童支援員が放課後子どもプランの協力員と適時情報交換を行いながら、学童保育所利用児童が放課後子どもプランに円滑に参加できるよう連携を図った。民設民営学童保育所については、学童保育所設置事業者の公募を行ったが応募がなく、新たに整備することはできなかった。

3 施策の進捗状況

おおむね順調に進んでいる。

国分寺市子ども・子育て会議の評価（案）

1 個別事業の実施状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

2 施策の方向性に係る実施状況

通番12「待機児童解消のための認可保育所の増設」について、令和7年4月1日付で待機児童が9人にまで減っていることは評価できる。今後はベビーシッター支援事業や定期利用保育事業などを活用しながら、実質的な待機児童ゼロを目指すことが望ましい。また、市内保育所の老朽化に伴う建替えや改修の必要性が高まっているが、保育所整備を円滑に進めるため、市からの財政支援の拡充や、公共施設の有効活用、将来的な需要の変化に対応できるような施設を整備するなど、より効率的かつ効果的な方策を検討されたい。

通番13「基幹型保育所システム事業」に関しては、保育士のキャリアアップ研修の実施において、市内での開催が保育現場の負担軽減に大きく寄与していることから、保育の質の向上と保育士の専門性強化に向けて、今後も継続的に実施されることが望ましい。

3 施策の進捗状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

国分寺市による評価

1 個別事業の実施状況

別紙「重点事業評価シート（令和6年度）」のとおり

2 施策の方向性に係る実施状況

通番 16 「男性が家事・育児に参画するための環境づくり」では、男性が家事・育児を担うことへの意識啓発として、男女共同参画週間や国際ガールズ・デー企画で「男性の育児参画・女性の社会進出」を啓発するポスターを掲示した。また、講座「パパのためのパートナーシップ教室」を開催し、夫婦間でお互いの考えを共有する方法について考えるきっかけづくりを行った。さらに、市内における講座・イベントの実施に当たっては、土曜日や日曜日にも開催し、フルタイムで就労する父親も含め多くの方が参加できるよう配慮した。

通番 17 「特定事業主行動計画の推進及び啓発」では、職員に対し休暇制度について、庁内電子掲示板へ案内文書を掲載したほか、新任職員研修を通じて各種休暇制度を周知し、子が生まれた職員には直接育児休業取得等の勧奨を行った。

3 施策の進捗状況

おおむね順調に進んでいる。

国分寺市子ども・子育て会議の評価（案）

1 個別事業の実施状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

2 施策の方向性に係る実施状況

通番17「特定事業主行動計画の推進及び啓発」は、職員の仕事と家庭の両立支援を目的とした取組であるが、上司に当たる職員の積極的な休暇・休業制度の取得を促すことで、休暇・休業を取得しやすい環境づくりを推進し、職場環境の整備に努められたい。

3 施策の進捗状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

国分寺市による評価

1 個別事業の実施状況

別紙「重点事業評価シート（令和6年度）」のとおり

2 施策の方向性に係る実施状況

通番 18 「地域の子どもの居場所づくりの推進」では、子どもの居場所づくり関係者懇談会を開催して市内の子どもの居場所についての情報共有を行い、推進への方策を検討した。年代を問わず、外国にルーツを持つ子どもや障害のある子ども、生活に困難を抱える家庭の子どもを含め、全ての子どもに居場所を提供できるよう、各事業で様々な体験ができる環境づくりや機会の提供を行った。通番 19 「子ども対象事業」では、幼児から大学生までの幅広い世代を対象とした事業を実施し、芸術や文化、科学、農業体験など、あらゆる分野の学びの機会を提供した。恋ヶ窪公民館では国際教室を実施し、日本語での学習を支援した。通番 20 「子ども活躍の場の創出」では、子どもたちに図書館を身近に感じてもらえるよう「一日図書館員」等の子ども自身が参加できる様々な行事を実施し、子どもの居場所の選択肢を増やすことに努めた。通番 21 「児童館における行事の充実」では、読み聞かせや工作、人形劇、収穫体験、観劇会、ジョイントライブ、各児童館のおまつり等、子どもたちの各年齢や発達段階に応じた行事を実施した。通番 22 「スポーツセンター、プールの個人開放」では、子どもたちへの居場所の提供として、各体育施設を個人に開放した。通番 23 「国分寺市プレイステーション事業」では、乳幼児とその保護者及び青少年がいきいきと安全に遊べる居場所として、施設内部をバリアフリー化し、妊婦や障害がある方も利用しやすい環境を整備した。通番 24 「こくぶんじ青空ひろば」では、児童の放課後の居場所として、公園を活用した遊びの場を提供した。通番 27 「放課後子どもプラン」では、多くの子どもに安心して過ごせる居場所を提供できるよう、子どもにとって魅力的な企画を検討・実施した。また、学校の特別教室等での活動（学びの場）の実施回数を増やした。

通番 25 「公園・緑地の整備」では、子どもたちが安心・安全に過ごせる場を提供するため、令和7年3月にボール遊び場、未就学児童用遊具、広場等を設置した都市公園「戸倉みんなの公園」を開園した。通番 26 「遊具の更新」では、子どもたちが居場所として選択できる環境を整えるため、安全・安心に利用できる公園としての維持管理を行った。

3 施策の進捗状況

おおむね順調に進んでいる。

国分寺市子ども・子育て会議の評価（案）

1 個別事業の実施状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

2 施策の方向性に係る実施状況

通番23「国分寺市プレイステーション事業」について、近隣大学との連携強化によるボランティアの確保や、将来的に新たな施設を整備する可能性について検討されたい。

通番26「遊具の更新」については、遊具の状態に応じて、更新と修繕を適切に使い分けることで、より効果的な遊具の維持管理に努められたい。

3 施策の進捗状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

国分寺市による評価

1 個別事業の実施状況

別紙「重点事業評価シート（令和6年度）」のとおり

2 施策の方向性に係る実施状況

子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、通番28「安全設備の設置」では、通学路点検等で要望のあった危険箇所に対して、区画線や街灯の設置及び修繕等を行い、安全な道路交通環境の整備を進めた。また、通番29「交通安全運動市民のつどいの開催」では、市民のつどいを開催し、子どもが被害者となる交通事故が依然として多いことを周知し、交通マナー及びルールを説明した。加えて、子どもたち自身が交通事故に遭わないようにする取組として、通番30「交通安全教室の開催」では、第一中学校及び第五中学校で交通安全教室を開催し、交通安全学習を実施した。

子どもたちが犯罪に遭わないよう、安全なまちづくりに向け、通番31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」では、自主防犯活動団体や、地域防犯パトロール協力事業者による防犯パトロール及び登下校時の防犯活動を推進するため、防犯講話や防犯まちづくり委員会での周知、防犯用品の支給、防災行政無線を利用した見守り放送を行った。また、防犯まちづくり委員会の活動として通学路を中心とした防犯まち歩きを実施した。通番32「事件情報等の迅速な提供」では、警察からの情報提供に基づき不審者情報を配信し、防犯講話等でメール配信の登録方法等を記載したチラシを配付して事業周知を行った。通番31及び通番32を通して、子どもたちが犯罪に遭わないよう、安全なまちづくりの体制を確保した。

そのほか、子どもの遊び場・居場所となる公園等や、水や土など、子どもが触れる自然環境や生活環境が安全に保たれるように、通番33「水質分析等調査」、通番34「大気環境分析等調査」、通番35「ダイオキシン類調査」、通番36「放射能対策」の各事業で調査・分析を行い、子どもを取り巻く生活環境の安全性を確認した。

3 施策の進捗状況

順調に進んでいる。

国分寺市子ども・子育て会議の評価（案）

1 個別事業の実施状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

2 施策の方向性に係る実施状況

通番31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」について、自主防犯活動団体数及び協力事業者数が増加せず、量的評価が「c」となっている。引き続き、団体数の増加に向けて努められたい。

3 施策の進捗状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

令和7年度第3回
国分寺市子ども・子育て会議
資料 7-3-3

国分寺市子ども・子育て会議委員意見まとめ(基本目標Ⅰ～Ⅱ)

基本目標	施策	通番	事業名	所管課	委員意見
I	(1)	2	出産・子育て応援(ゆりかご・こくぶんじ)事業	子育て相談室	令和6年度量的実績の評価理由等に、積極的に電話で勧奨をしたことで目標を達成することができたと記載があります。私も過去に面接を受けたことがありまして、初産婦の方であれば不安もあるかもしれませんか、私は第二子か第三子のときで、特に心配なことはなかったのに健診の際に結構長い時間拘束されたと思います。これは電話だったり、対面だったりで面接をすれば100%になるのでしょうか。
I	(1)	6	母子・父子自立支援プログラム策定事業	生活福祉課	通番6と通番7について、目標を下回っていますが、現行計画でも高い目標を設定しています。評価理由にホームページや窓口での案内など、周知を行ったと記載がありますが、ひとり親家庭の忙しい状況を考慮すると、より積極的なアプローチが必要だと思います。目標達成に向けて、利用が少ない原因を具体的に分析し、より効果的な周知を検討していただければと思います。 悩みを抱えても相談していいか分からない人もいると思うので、行政に頼っていいものだと、もっと幅広い周知をしていただければと思います。
I	(1)	7	ひとり親家庭自立支援給付金事業	生活福祉課	通番6と同様
I	(2)	11	児童館におけるボランティア等受入れ事業	子ども子育て支援課	量的評価が「C」となっていますが、単純に周知が足りていないのではないかでしょうか。周知されていたとしても時間がしないなどで集まらないということもあるかもしれません、周知方法を工夫すれば協力したいという方はいらっしゃると思います。 令和7年度から令和11年度までの現行計画では、ボランティアに関する事業は掲載されていません。今後、ボランティアの人数は、数値としては表に見えてこなくなるのかもしれません、ぜひ活動は続けていただければと思います。
II	(1)	12	待機児童解消のための認可保育所の増設	子ども若者計画課	待機児童が9人にまで減っているということは評価したいなと思います。また、住んでいる場所から遠い保育所に入った場合、いくら保育所に入れても連れて行くのが大変なので、待機児童を0にするというよりも実質0という方向に持つていければいいのかなと思っています。 市の保育所もずいぶん老朽化しており、建替えや改修が必要な園が多くありますが、ほかの土地を借りて仮園舎を建てて建替えをするとなった場合、保育所を2つ建てるようなお金をかけて建替えをしなければなりません。その部分について、市から支援等があればより円滑に保育所の整備が進むのではないかと思います。また、新しく保育所を建て替える際には、ホールや保育室にも利用できるよう柔軟に建て替えることができれば、今後の対応もしやすいと思います。例えば公園を利用するとか、土地のあっせんではなく市の施設の建替えの際に一部利用させていただくとか、そういうことをもう少し積極的に考えていただければと思います。
II	(1)	13	基幹型保育所システム事業	保育幼稚園課	キャリアアップ研修について、東京都では様々な研修が行われていますが、ほかの保育士に現場を任せて遠くまで電車に乗って研修を受けるというのは、なかなか大きな負担になります。市内の近いところで研修が受けられるということは非常にありがたく、現場としては大変助かっていますので、市の負担も大きいことは承知していますが、ぜひこれからも進めいただければと思います。

基本目標	施策	通番	事業名	所管課	委員意見
II	(2)	17	特定事業主行動計画の推進及び啓発	職員課	特に男性の育児休業取得率については、上司に当たる人たちに積極的に取っていただかないと進まないのではないかと思います。ぜひ上司の方々が積極的に休暇を取って、部下が休暇を取りやすい環境を作っていただければと思います。
II	(3)	21	児童館における行事の充実	子ども子育て支援課	子どもが通っていた保育園では、卒園生が先生の代わりになって園児のお世話をする先生体験があるようです。今は特に夏休みで時間がある小学生も多いと思うので、児童館でも、そのような先生体験のようなイベントがあつてもいいかもしれませんと思いました。
II	(3)	22	スポーツセンター、プールの個人開放	スポーツ振興課	市内にプールはいくつありますが、おむつがまだ取れていない子が入れるプールは少ないといます。親子クラブなどでプールに行くとその年代の子が多くいるので需要があるのだと思いますが、おむつが取れていない子でも入れるプールがほしいという要望などはあるのでしょうか。設備の様々な制約があつてできないこともあると思うのですが、私はあつたらいいなと思います。
II	(3)	23	国分寺市プレイステーション事業	子ども子育て支援課	国分寺市には東京経済大学、近隣の小金井市には東京学芸大学がありますが、ボランティアの不足を補うためにも、広報先として候補に挙げていいではないでしょうか。学生にとっても、市の行政やイベントに関わるのはいい経験になると思います。このプレイステーションに関してとてもいい事業だと思いますし、来場者数が増えたということは人員も足りなくなってくると思うので、そこを補う施策の一つとして、大学生に協力を求めてもいいのではないかと思います。
II	(3)	26	遊具の更新	緑と公園課	こんなにいい事業なので、難しいお話だとは思いますが、市内に1か所だけではなく、もっといろんなところにあるといいと思いました。人員の確保や予算の都合、場所の問題など様々あるかと思いますが、園の近くにあったときは親子でカレーを作ったり火を起こし明かり、子どもにってとてもわくわくする場所でした。園の子どもたちも、幼稚園の後に行くのをとても楽しみにしています。学生ボランティアの方など、見守りの担い手が増えていくようであれば、将来的には、規模は小さくとも、同様の場所が市内に増えるといいなと思いました。
II	(4)	31	自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施	防災安全課	昨年度も通番31について団体数が増加できるよう努めていただきたいという意見を申し上げましたが、継続して取り組んでいただければと思います。

令和7年度第3回国分寺市子ども・子育て会議

日 時：令和7年9月16日（火） 午後6時30分～
場 所：国分寺市役所 会議室201

出席者（敬称略）

委 員	川喜田昌代（会長）、矢山浩輔、倉本恵美、関口幹雄、福羅和子、高橋順子（オンライン）田嶌大樹（副会長）、貝貫亘、殿下順子、原弘和
事 務 局	石丸明子、千葉昌恵、桑野正樹、山元めぐみ、坂本岳人、前田典人 山田憲晴、帆足隆一、末永理彩

会 長	本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻になりましたので、会議を始めます。会議を開催するに当たり、事務局から委員の出欠状況をお知らせください。
事 務 局	現在、対面での出席委員が6名、オンラインでの出席委員が4名で計10名の委員が出席いただいております。 つきましては、委員の過半数の出席がありますので、国分寺市子ども・子育て会議設置条例第7条第2項に基づき、国分寺市子ども・子育て会議が開催できることを確認しました。よろしくお願ひします。
会 長	委員の出席確認ができましたので、これより令和7年度第3回国分寺市子ども・子育て会議を開催します。まず、会議を始めるに当たり、事務局より配付資料の確認をお願いします。
事 務 局	配付資料の確認をさせていただきます。 今回の会議のために事前に郵送及びメールにて送付した会議資料等につきましては、開催通知、次第、資料7-3-1から7-3-3までです。なお、資料番号については、各資料1枚目右上に表示しておりますので御確認ください。 また、第1回会議資料7-1-2なども御持参いただいているかと思います。この資料も使用しながら本日は御説明させていただきます。 加えて本日の資料として「子ども誰でも通園制度利用者向けリーフレット」を机上配布しています。オンラインの方には本日15時20分頃にメール送付しています。会議の中でこの資料に関する説明は行いませんが、報告事項の理解を深める参考資料として御活用いただければ幸いです。 資料の過不足等はございませんでしょうか。配付資料については以上です。
会 長	それでは、次第に沿って進めます。本日は報告が1件、議事が1件です。まず、子ども・子育て会議設置条例改正予定について、事務局からの説明をお願いします。
事 務 局	説明の前に皆様にお願いがあります。本日は会議室の備品の台数の都合上、机上マイクが会長以外共有となっております。大変お手数ですが、御発言の際は机上マイクの受け渡しについてご協力を願います。また、発言の際にはミュー

トを解除していただき、発言が終わりましたらミュートに戻していただきますようお願いします。

それでは資料7-3-1を使用して説明させていただきます。

「1 国分寺市子ども・子育て会議設置条例の主な改正に至る経緯」を御覧ください。市では、令和8年4月1日より乳児等通園支援事業を開始します。こちらは一般的には「こども誰でも通園制度」とも呼ばれています。当該事業は、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもとその保護者を対象にした、就労要件を問わない新たな通園制度で、全国の自治体で実施されます。

当該事業を国・都・市以外の民間事業者等が行う場合は、市の認可および確認が必要となります。認可と確認については資料の後段で説明させていただきます。市が認可・確認を行うに当たっては、法令に基づき、予め外部の意見を聞く必要があります。このことについて、本市では、国分寺市子ども・子育て会議に意見を聞くことをもって対応する予定です。

子ども・子育て会議は、条例により所掌事務が定められています。子ども・子育て会議で乳児等通園支援事業の認可・確認の役割を担っていただくためには、会議の所掌事務に乳児等通園支援事業に関する事項を追加する必要があります。そのため、現在会期中の市議会にて、国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部改正に係る提案を行い、手続を進めています。

本日は、改正手続中ではありますが、改正予定内容について報告するものとなります。

続いて「2 設置条例の主な改正内容」です。改正内容は次の3点で、別紙1「改正イメージ（新旧対照表）」を併せて御確認ください。また、それぞれの条文の中には根拠法令は、別紙2「参考法令（抜粋）」も併せて参照いただけますと幸いです。

まず、第1条（設置）に、児童福祉法を根拠法令の一つとして明記します。こちらは家庭的保育事業等、すなわち地域型保育事業と乳児等通園支援事業に関する意見の聴取を会議の設置目的に追加するものです。

第3条（所掌事務）では、第3号に子ども・子育て支援法第54条の2（特定乳児等通園支援事業者の確認）第2項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第3項に規定する事項を明記します。こちらは、乳児等通園支援事業に関する確認と意見聴取について会議の所掌事務に追加するものです。

第6号に児童福祉法第34条の15第4項に規定する認可に関する事項を明記します。こちらは、家庭的保育事業等と乳児等通園支援事業に関する認可と意見聴取について会議の所掌事務に追加するものです。

なお、第2号については、別途の児童福祉法の一部改正を受けて、引用条文がずれたことによる改正となります。

次に「3 認可と確認について」説明いたします。保育所や認定こども園、地

	<p>域型保育事業等について、当該施設や事業が、子ども・子育て支援法に基づき市からの給付の対象となるためには、「認可」と「確認」の手續が必要です。</p> <p>「(1) 保育所等の認可と確認の仕組み」内の表を御覧ください。認可とは、「施設や事業の設置基準を満たしているかを審査して運営を許可する」もので、施設の広さ、職員配置、設備などを審査し、認可されると施設として運営ができるようになります。対して確認とは、「給付の対象となる施設・事業者としての要件を満たしているかを確認する」もので、運営基準の遵守、利用定員、会計処理などを審査し、確認を受けると施設型給付・地域型保育給付の対象となります。</p> <p>「(2) 認可と確認の権限一覧」を御覧ください。保育園や幼稚園は東京都が認可権限を持っていますが、地域型保育事業、今回追加します乳児等通園支援事業は国分寺市に認可権限があります。また、全てにおいて確認の権限は国分寺市にあります。さらに認可と確認それぞれ行う際は、法令において「当事者の意見を聴かなければならぬ」と規定されています。</p> <p>「4 会議の所掌事務に関するこれまでの取扱いと今後の見通し」についてです。これまで、地域型保育事業の認可に関する意見聴取は、案件が少なかつたため、改正前の設置条例第3条第5号の「市長が必要と認める事項」として取扱い、会議から意見を聴く仕組みとしてきました。実際に地域型保育事業の認可については、過去10年間案件が無く、会議への付議はありませんでした。今回、乳児等通園支援事業の開始により、今後数年間に渡り定期的な審議が見込まれます。このため会議の所掌事務として明確に位置付ける必要性が高まってきたことから、設置条例の一部を改正するものとなります。今年度中の子ども・子育て会議では乳児等通園支援事業に関する認可等について審議いただくことを予定しています。</p> <p>なお、冒頭に申し上げましたが、今回お示ししたものは条例の改正案であり、現在市議会にて改正手続き中です。正式に改正されましたら、委員の皆様には改正内容をメールにてお知らせいたします。</p> <p>子ども・子育て会議設置条例改正予定に関する報告は以上となります。</p> <p>本件は改正予定の報告であり、現在会期中の市議会にて改正手続き中です。</p> <p>このため質問等はお受けできますが、意見についてはこの場でお受けできかねる部分がありますので御承知おきください。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願ひいたします。</p> <p>それでは、計画の評価についてに移りたいと思います。内容は、前回までの続きで、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の評価についてです。本日は第1回から第3回までで議論した基本目標ⅠからⅡまでの評価の内容決定と、基本目標Ⅳの評価です。まずは、評価内容の確認ができればと思います。それでは、事務局からの説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは資料7-3-2及び資料7-3-3を使用して説明いたします。</p> <p>今、会長から御説明いただいたように、第1回、第2回の会議において、計画</p>

第4章の基本目標Ⅰ及び基本目標Ⅱの評価について、御意見いただきました。その評価内容をまとめた案について、内容や表現などの確認をいただきたいと思います。

まず、資料内容について説明します。資料7-3-2「令和6年度施策評価（案）（基本目標Ⅰ～Ⅱ）」は、資料7-1-2の基本目標Ⅰ及び基本目標Ⅱについて、「国分寺市子ども・子育て会議の評価」を記入し、その評価部分のみを抜粋したものです。資料7-3-2の1ページ、2ページを見開きで御覧ください。資料7-1-2では12ページ、13ページの見開きに当たります。第1回、第2回で皆様からいただいた御意見を、このように右側の「国分寺市子ども・子育て会議の評価」としてまとめています。今回は皆様に確認いただく段階ですので、資料7-3-2では案となっています。資料7-3-2の3ページ以降も同様の構成となっています。各施策の重点事業評価シートにつきましては、7-1-2を御覧いただければと思います。

資料7-3-3は、第1回、第2回でいただいた皆様からの御意見です。すでにメールで共有させていただきましたが、議事録をもとに意見を抽出しています。中には御質問に近いものもありますが、主旨として御意見であると判断したもの掲載しています。

それでは、「国分寺市子ども・子育て会議の評価（案）」について、基本目標ごとに御説明いたします。

基本目標Ⅰ施策（1）についてです。資料7-3-2の2ページをご覧ください。ここでは、通番2「出産・子育て応援（ゆりかご・こくぶんじ）事業」、通番6「母子・父子自立支援プログラム策定事業」、通番7「ひとり親家庭自立支援給付金事業」について御意見をいただきました。

通番2では、妊婦や子育て家庭への支援について、個々のニーズに合わせた柔軟な対応を求めたいとの御意見でした。通番6及び通番7では、ひとり親家庭に向けて積極的な周知を検討してほしいとの御意見でした。

これらの御意見を踏まえて、国分寺市子ども・子育て会議の評価における、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。

通番2「出産・子育て応援（ゆりかご・こくぶんじ）事業」については、妊婦や子育て家庭への支援を目的とした事業であるが、特に経産婦に対しては、個々のニーズに合わせた柔軟な対応が求められる。面接の形式（対面・電話）や所要時間、内容について、初産婦と経産婦の違いを考慮し、より効率的かつ効果的な支援が提供できるよう検討されたい。通番6「母子・父子自立支援プログラム策定事業」及び通番7「ひとり親家庭自立支援給付金事業」については、ひとり親家庭の自立支援を目的とした事業であるが、量的実績が目標を下回っている状況にあり、ひとり親家庭の多忙な状況を考慮したより積極的かつ効果的なアプローチが必要となる。悩みを抱えても相談をためらう市民にも配慮し、対象者のニーズや生活実態に即した幅広い周知方法を検討されたい。このようにまとめま

	<p>した。</p> <p>続いて、基本目標Ⅰ施策（2）です。資料7-3-2の4ページを御覧ください。ここでは、通番11「児童館におけるボランティア等受入れ事業」について、ボランティアの活動を継続し、新規登録者が増える周知について工夫を検討してほしい、との御意見をいただきました。この御意見を踏まえ、国分寺市子ども・子育て会議の評価における、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。</p> <p>通番11「児童館におけるボランティア等受入れ事業」については、地域の人材を活用し、児童館活動の充実を図る事業であるが、量的評価が「c」となっているため、新規登録者数の増加に向けて、ボランティアの登録方法や活動内容に関する積極的な情報発信に努められたい。このようにまとめました。</p> <p>以上が、基本目標Ⅰの御意見と評価の内容です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。第1回、第2回の会議で、委員の皆さんからいただいた御意見を事務局がまとめた評価案です。国分寺市子ども・子育て会議の評価としてこのような内容で評価書をまとめてよろしいか、御確認いただければと思います。</p> <p>この内容について、質疑等ある方は、挙手にてお願ひいたします。</p> <p>それでは続きまして、基本目標Ⅱの子ども・子育て会議の評価案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>引き続き、資料7-3-2及び資料7-3-3を使用して説明させていただきます。</p> <p>まず、基本目標Ⅱ施策（1）についてです。資料7-3-2の6ページを御覧ください。ここでは、通番12「待機児童解消のための認可保育所の増設」、通番13「基幹型保育所システム事業」について御意見をいただきました。</p> <p>通番12では、待機児童の解消について、今後はベビーシッター支援事業や定期利用保育事業などを活用しながら実質的な待機児童ゼロを目指すことが望ましいという御意見と、市内保育所の老朽化に伴い、建替えや改修のための効果的な方策を検討してほしいとの御意見をいただきました。</p> <p>通番13では、保育士のキャリアアップ研修が現場の負担軽減に寄与していることから継続的に実施してほしいとの御意見をいただきました。</p> <p>これらの御意見を踏まえ、国分寺市子ども・子育て会議の評価における、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。</p> <p>通番12「待機児童解消のための認可保育所の増設」について、令和7年4月1日付で待機児童が9人にまで減っていることは評価できる。今後はベビーシッター支援事業や定期利用保育事業などを活用しながら、実質的な待機児童ゼロを目指すことが望ましい。また、市内保育所の老朽化に伴う建替えや改修の必要性が高まっているが、保育所整備を円滑に進めるため、市からの財政支援の拡充や、公共施設の有効活用、将来的な需要の変化に対応できるような施設を整備するな</p>

ど、より効率的かつ効果的な方策を検討されたい。通番 13「基幹型保育所システム事業」に関しては、保育士のキャリアアップ研修の実施において、市内での開催が保育現場の負担軽減に大きく寄与していることから、保育の質の向上と保育士の専門性強化に向けて、今後も継続的に実施されることが望ましい。このようにまとめました。

次に、基本目標Ⅱ施策（2）についてです。資料 7-3-2 の 8 ページを御覧ください。ここでは、通番 17「特定事業主行動計画の推進及び啓発」について、職員が休暇を取得できるよう、まずは上司に当たる職員が積極的に休暇を取りやすい環境を作つてほしいという御意見をいただきました。この御意見を踏まえ、国分寺市子ども・子育て会議の評価における、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。

通番 17「特定事業主行動計画の推進及び啓発」は、職員の仕事と家庭の両立支援を目的とした取組であるが、上司に当たる職員の積極的な休暇・休業制度の取得を促すことで、休暇・休業を取得しやすい環境づくりを推進し、職場環境の整備に努められたい。このようにまとめました。

続きまして、基本目標Ⅱ施策（3）についてです。ここでは、通番 21「児童館における行事の充実」、通番 22「スポーツセンター、プールの個人開放」、通番 23 国分寺市プレイステーション事業」、通番 26「遊具の更新」について御意見をいただきました。

通番 21 では児童館で先生体験のようなイベントを実施してはどうかという御意見を、通番 22 では市内のプールにおいておむつを付けたまま入れるプールを用意してはどうかという御意見をいただきました。通番 23 では、ボランティアとして大学生に協力を依頼してはどうかという御意見と、新たな施設整備の検討について御意見をいただきました。通番 26 については、遊具の状態に応じて更新と修繕を使い分けながら柔軟に公園の維持管理を努めてほしいとの御意見でした。

これらの御意見を踏まえ、国分寺市子ども・子育て会議の評価における、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。

通番 23「国分寺市プレイステーション事業」について、近隣大学との連携強化によるボランティアの確保や、将来的に新たな施設を整備する可能性について検討されたい。通番 26「遊具の更新」については、遊具の状態に応じて、更新と修繕を適切に使い分けることで、より効果的な遊具の維持管理に努められたい。このようにまとめました。

通番 21 及び通番 22 については、事業実施に当たっての具体的な取組の御提案と判断したため、所管課にお伝えするに留め、国分寺市子ども・子育て会議の意見としては記載していません。

次に、基本目標Ⅱ施策（4）についてです。ここでは、通番 31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」について、自主

	<p>防犯活動団体及び協力事業者の増加に向けて、継続して取り組んでほしいとの御意見でした。この御意見を踏まえ、国分寺市子ども・子育て会議の評価における、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。</p> <p>通番 31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」について、自主防犯活動団体数及び協力事業者数が増加せず、量的評価が「c」となっている。引き続き、団体数の増加に向けて努められたい。このようにまとめました。</p> <p>以上が、基本目標Ⅱの御意見と評価の内容です。</p>
会 長	事務局の説明が終わりました。質疑がある方は挙手をお願いします。
委 員	通番 26「遊具の更新」について、遊具の状態に応じて、更新と修繕を適切に使い分ける、とあります。ここは私が意見を出した部分で、意見の意図としては、事業名称が「遊具の更新」となっていますが、量的目標と比較して量的実績の件数が少ないので、更新にこだわらず修繕も含めてやっていけばいいのではないか、ということを言ったつもりです。このニュアンスがわからないので、結局修繕が含まれていると考えていいのか、教えていただければと思います。
事 務 局	更新は新たな遊具の設置、修繕は今ある遊具を使用に耐えられるよう直すことと認識しています。表現として、更新と修繕、両方を使い分けて公園遊具の維持管理に努められたい、という意味でこのように記載しています。
委 員	更新にこだわらず修繕も行えるような維持管理をしてほしいという内容であれば問題ありません。
会 長	<p>ほかに御意見や御質問はありますか。</p> <p>それでは、続きまして、基本目標Ⅳについて評価を行いたいと思います。本日も 20 時 25 分までを目途に進めていきたいと思いますので、御協力をお願いします。</p> <p>基本目標Ⅳの進行ですが、前回までの会議の進行同様に、時間配分の目安としては、事務局からの説明を含めて 1 施策あたり 10 分程度を想定して進めたいと思いますが委員の皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、基本目標Ⅳ施策(1)について事務局から資料の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料 7-1-2 を使用して御説明いたします。資料 7-1-2 の 80 ページを御覧ください。個別事業の実施状況は、令和 6 年度重点事業評価シートのとおりです。施策の方向性に係る実施状況について御説明します。</p> <p>子どもの権利の趣旨について、様々な機会を活用して啓発を行うため、通番 51 「学校全体での人権教育の取組の充実」では、全校で人権集会や人権標語づくり、人権メッセージや人権作文の発表会等の取組を実施し、その様子を学校だよりやブログで紹介して保護者・地域へ啓発を行った。通番 52 「障害への理解促進・普及啓発事業」では、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及啓発活動としてグッズを作成して市内の小学校の児童に配付した。通番 53 「たがいの性や性の多様</p>

	<p>性を理解し、尊重するための学習機会の提供」では、ジェンダー平等に向けた取組について学ぶイベントを実施した。また、通番 54「児童虐待防止に関する啓発活動」では、市民を対象に虐待やいじめ防止の内容を含む講演会を開催するなど、幅広く市民への啓発を行った。</p> <p>障害のある子ども、外国にルーツを持つ子ども、L G B T 等である子ども等も含め、全ての子どもの個々の権利や個性があらゆる場面で守られるよう、通番 51 では、市内各校の人権教育推進委員が近隣市の人権尊重教育推進校の研究発表会に参加して人権教育に関する知見を深めるとともに、発表校の成果を自校の人権教育の取組に生かした。通番 52 では、障害への普及啓発活動として障害の有無や年齢、性別を問わず誰でも楽しめる映画の上映会を行った。通番 53 では、セクシュアル・マイノリティ当事者及び当事者かもしれない人のための居場所づくりを推進し、児童・生徒を対象とした性の多様性理解促進授業の実施や、教職員や児童館・学童保育所職員を対象とする意識啓発研修への講師派遣を通じて、子どもたちが性別・ジェンダーによらず自分らしく生きられる地域づくりに取り組んだ。</p> <p>通番 51 及び通番 56「いじめ防止に向けた取組の充実」では、「国分寺市『すべての人を大切にするまち宣言』」を踏まえて「児童会・生徒会フォーラム」を開催し、市内小・中学生がいじめ防止を手掛かりに自分たちができることを考えて協議する場を提供した。また、オンラインで各校が協議の様子を視聴できる環境を整えた。</p> <p>通番 55「児童虐待に対する早期発見・深刻化防止」では、要保護児童対策地域協議会を核として各関係機関とネットワークを構築し、保育所・幼稚園・小中学校への巡回相談や、児童民生委員・母子父子自立支援員・スクールソーシャルワーカーとの連絡会議への参加により、地域ぐるみで虐待の防止や早期発見、子育て困難家庭への支援や見守りを行った。</p> <p>施策の進捗状況としては、おおむね順調に進んでいます。</p> <p>基本目標IV施策(1)については以上です。</p>
会 長	事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願ひいたします。続きまして、基本目標IV施策(2)について資料の説明をお願いします。
事 務 局	<p>引き続き、資料 7-1-2 を使用して御説明いたします。資料 7-1-2 の 88 ページを御覧ください。個別事業の実施状況は、令和 6 年度重点事業評価シートのとおりです。</p> <p>施策の方向性に係る実施状況について御説明します。</p> <p>確かな学力を育むために、通番 57「習熟度別指導の「基礎コース」の工夫改善」及び通番 58「学校生活支援シートの活用の推進」では、第 2 次国分寺市教育ビジョンに基づき、カリキュラムマネジメントの確立や主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の推進、個に応じた指導の充実を図った。</p> <p>家庭の経済状況等に左右されることなく、全ての子どもの学びの機会が保障さ</p>

	<p>れるように、通番 60「生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）」では、市内3か所で無料学習塾を開催した。通番 61「受験生チャレンジ支援貸付事業」では、子どもの進路希望に沿った相談を行い、必要な貸付を行った。また、対象世帯にもれなく事業周知が行き届くよう事業案内を行った。</p> <p>特別支援教育においては、通番 58「学校生活支援シートの活用の推進」で、障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で一貫して的確な教育的支援を行うために、学校生活支援シートを作成し、児童・生徒の進級に合わせて、関わる教員同士で引き継ぎを行った。通番 59「子ども読書活動推進計画事業」では、児童・生徒の特性に合わせた学級文庫の貸出を行い、特別支援学級における読書環境の整備を行った。</p> <p>豊かな心を育むために、通番 62「道徳教育に関する実践的研究や研修の充実」では、道徳教育の一層の推進を図るために、学校の実態に応じて、指導方法や指導内容の充実・改善に関する実践的研究や研修を実施した。また、令和6年度から「国分寺学」を全校で実施し、地域の方々の協力のもと、農作業や職場体験等の体験活動の充実を図り、豊かな心の育成につながった。通番 63「ジュニアアサマ一野外活動交流会」、通番 65「史跡駅伝事業」、通番 66「国分寺市プレイステーション事業」では、子どもたちが自然に触れ、野外での遊びを体験する機会を提供了。通番 64「小・中学生被爆地派遣（ピースメッセンジャー）」では、平和祈念式や平和祈念行事、親子を対象とした平和講座を開催し、体験者講話などを実施した。通番 67「子ども対象事業」では、農業の体験、音楽や人形劇、上映会、星空観察など多様な事業を実施し、環境学習や体験学習の機会の充実を図った。通番 68「児童館での学生等の職場体験・実習受入事業」では、職場体験を通じて、学生と乳幼児親子との交流や、子どもたちとの交流の機会を提供了。</p> <p>施策の進捗状況としては、おおむね順調に進んでいます。</p> <p>基本目標IV施策(2)については以上です。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願ひいたします。
委員	通番 60「生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）」と通番 61「受験生チャレンジ支援貸付事業」の新規相談者数や相談件数について、目標に対して実績が大きく下回っています。目標設定は適切だったのか、お伺いしたいと思います。
事務局	子ども若者計画課から所管課に確認した内容をお答えしたいと思います。通番 60「生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）」については、新規相談者が昨年度から減少している状況で、対策として、今年度から事業の周知についてスクールソーシャルワーカーとの連携や特別支援研修会での周知など、学校と連携した周知に取り組んでいます。通番 61「受験生チャレンジ支援貸付事業」に関しては都内全体で相談者が減少傾向にあり、支援対象の拡大や貸付金の上限の見直しを行いました。この計画自体は平成 30 年度から令和元年度にかけて策定した計画であるため、当時の推計と現在の実績にギャップがあるものと思われます。 今後については所管課で実情を踏まえながら目標を立てる必要があると考え

	ているところです。
委 員	通番 58「学校生活支援シートの活用の推進」について、量的評価に「学校生活支援シートが必要なすべての児童・生徒に学校生活支援シートを作成した」と記載されていますが、これは特別支援学級や通級だけではなく、通常級などでも作成されているのでしょうか。
事 務 局	こちらは実績には 100%とは記載しておりませんが、通常級も含めた全ての児童・生徒に作成していると所管課に確認しております。
委 員	もし 100%の児童・生徒に対して作成しているのであれば、「学校生活支援シートが必要なすべての児童・生徒」ではなく全校生徒と記載した方がいいのではないかでしょうか。
事 務 局	全校生徒に作成をしているのか、「学校生活支援シートが必要なすべての児童・生徒」に作成をしているのか、所管課に確認して回答したいと思います。
委 員	通番 64「小・中学生被爆地派遣（ピースメッセンジャー）」については、日本人としてとても大切な取組で、ぜひ継続して子どもたちに体験してほしいと思います。施策の方向性に係る実施状況では親子を対象とした平和講座を開催したと記載がありますが、重点事業評価シートにはこの記載がありません。実際に実施されたのでしょうか。また、被爆地派遣は希望者の派遣だと思いますが、この平和講座は学校単位で実施されたのか希望者を対象に実施されたのかも伺いたいと思います。
事 務 局	親子を対象とした平和講座は、被爆地派遣等とは別の時期に実施している「親子できこう平和講座」という講座で、東京大空襲体験者による講話です。令和 7 年 3 月に実施し、市報やホームページで募集して申込があった方を対象としています。学校単位でも平和教育を実施しておりますが、具体的にどのように実施しているかはすぐにはお答えできない状況です。
委 員	通番 60「生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）」について、無料学習塾の先生の確保が難しいという話を昨年聞きました。量的実績の利用者数は令和 6 年度に利用した人数のことだと思いますが、令和 6 年度から新しく利用するようになったのは何人でしょうか。利用希望があっても枠が空いておらず相談しても入れないという状況はないのでしょうか。また、定員に対して現在余裕がある状況なのか、枠が埋まってしまっているのか、教えていただければと思います。
事 務 局	量的実績の新規相談者が新たに通うようになった人数だと認識しています。空き状況等については現在把握しておりませんので、確認したいと思います。先ほどもお伝えしましたが、利用者増の取組として令和 6 年度から学校との連携を図っているため、対象者が情報に触れる機会は増えていると考えています。
委 員	同じく通番 60「生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）」について、生活困窮の状況にある家庭は保護者の方がいっぱいいろいろなことを考えられないような状況にあることが多いので、こども家庭センターや民生委員の主任児童委員の方なども活用して、考えられる限りの情報提供をやっていただけれ

	ばと思います。
事務局	現在の周知方法としては、児童扶養手当の現況確認の通知や就学援助費及び就学奨励費認定結果通知書の中に案内を同封しています。また、こども家庭センターでは、対象世帯の方にケースワーカーから事業の御案内をしています。今いただいた御意見につきましては所管課にお伝えいたします。
委員	同じく通番60について、利用者が少ないのはニーズに合っていないからではないでしょうか。この事業は経済的な事情で塾などに通えない方に学習支援をする事業だと思いますが、居場所づくりとも書いてあります。勉強をしに行くのか、居場所として行くのか、どちらでしょうか。実施している内容がニーズに合っているのか、利用者に調査してその意見の反映はされていますか。
事務局	質的評価の評価理由等に利用者のニーズや状況に合わせた学習支援を行ったと記載がありますので、ニーズに応えた事業実施をしていると認識しています。実際にどのような形で利用者の声を聴いているのかについては、所管課に確認して回答したいと思います。
委員	通番60や通番61に関連して、すでに学校での周知は行つていらっしゃるかと思いますが、例えば個人面談で学校の先生から案内を渡すなど個別の案内はできないでしょうか。相談したいことがあってもなかなか相談できない方もいらっしゃるかと思うので、相談があるのを待つのではなく、面談のような機会の際にせめてお知らせだけでも、先生の負担にならない範囲で保護者の方へアクションできたらいいのではないかと思いました。
委員	経済的に困窮している家庭に先生から個別に案内をするのは難しいのではないかでしょうか。
委員	レッテルを貼られたような気持ちになるかもしれませんし、私もなかなか難しいと思います。それよりも、先ほど申し上げたようなこども家庭センターなど、学校以外のチャンネルから案内したほうがいいのではないかと思いました。
委員	対象者だけではなく全員に渡すのも難しいでしょうか。
委員	それは先生の負担が大きすぎるような気がします。
委員	こども家庭センターなどのようなところにまず相談をしてもらってそこから案内があるほうが、保護者の心理としても受け入れやすいと思います。
会長	各家庭に様々な事情や考え方、保護者の方の価値観などもありますので、それぞれ考慮しながら、必要な案内が目に留まりやすいような、きめ細やかな支援をしていただければと思います。 ほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。
委員	通番62「道徳教育に関する実践的研究や研修の充実」について、国分寺市でも様々な取組を実践されているということで、大変良い事業だと思いました。以前他自治体の教育委員会の会議を聞く機会があったのですが、道徳や生活の授業は他の授業として括られて、ICT教育などの授業が増えると枠を削られしていくということを聞きました。国分寺市として、道徳の授業の必要性を改めて認識

	し、市内小中学校へ道徳の授業時間の確保を働きかけていただきたいと思います。
事務局	当市では、市内全小中学校から各校1名ずつの先生が参加する道徳教育推進委員会において、研究授業を通した実践的な事例をもとに道徳の指導資料を作成し、委員会を通じて各校に周知しています。道徳教育について、いただいた御意見を所管課にお伝えしたいと思います。
会長	ほかに御意見や御質問はよろしいでしょうか。続きまして、基本目標IV施策(3)について資料の説明をお願いします。
事務局	<p>引き続き、資料7-1-2を使用して御説明いたします。資料7-1-2の102ページを御覧ください。個別事業の実施状況は、令和6年度重点事業評価シートのとおりです。</p> <p>施策の方向性に係る実施状況について御説明します。</p> <p>若年無業者（ニート）やひきこもりなどで悩む若者や家族に対し、通番69「若者支援事業」では、外出しなくても受講ができるよう、対面とオンライン双方によるハイブリッド形式で家族セミナーを実施した。セミナー後の個別相談希望者に対しても、対面とオンライン双方で相談を実施した。</p> <p>自立が困難な若者やその家族に、相談支援機関や身近な地域のサービスを知つてもらうために、市の相談窓口をホームページに掲載したほか、他の支援機関が開催するイベント等の情報について、チラシの配架協力やX（エックス）を活用して広報した。また、地域の身近な住民による支援として、民生委員・児童委員協議会代表者や公民館職員など、地域住民との関わりが多くある委員が参加する若者支援地域ネットワーク会議において、困難を有する若者やその家族を直接支援するだけでなく、相談窓口や相談機関に「つなげる役割」の重要性を伝え、ネットワーク内の役割の認識共有を図った。</p> <p>学校教育においては、市立小・中学校全校で「キャリアパスポート」（児童・生徒自らが記録し、学期、学年、入学から卒業までの学習を見通し、振り返ることができるよう保管するポートフォリオ）を作成し、発達の段階に応じたキャリア教育を推進した。</p> <p>悩みを持った児童・生徒・保護者等が相談しやすい体制や環境を整えるため、担任だけが問題を抱え込むことのないように、全校に配置しているスクールカウンセラーが専門的な見地からも相談活動に当たるなど、組織的な相談体制の構築に努めた。</p> <p>通番70「不登校児童・生徒への支援の充実」では、トライルームを活用し、児童・生徒の状況に応じて、在籍校への訪問や担任等と面接を行うなど、学校復帰等に向けたスマールステップの取組を行うとともに、相談活動を充実させ、居場所のある学級づくりに努めた。また、状況に応じて、全校に設置しているサポート教室の利用を提案した。</p> <p>施策の進捗状況としては、おおむね順調に進んでいます。</p>

	基本目標IV施策(3)については以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願ひいたします。
委 員	通番69「若者支援事業」について、施策の方向性に係る実施状況に対面とオンライン双方によるハイブリッド形式で相談を実施したと記載があります。重点事業評価シートの量的実績には、相談窓口利用件数が書かれていますが、対面とオンラインはそれぞれどの程度の割合だったのでしょうか。
事 務 局	相談窓口利用件数の20件のうち、オンラインでの相談は3件でした。オンラインより対面の方が多い状況です。
委 員	私の思い込みかもしれません、オンラインの方が相談の障壁が小さく相談件数が多いのではないかと思っていました。件数が少ない印象ですが、オンラインでも相談ができるることは周知されているのでしょうか。相談窓口利用件数も目標に到達していないので、今後相談件数が増えるよう相談者にアンケートを取るなど、使い勝手がよくなる工夫をしていただければと思います。
事 務 局	相談の流れとしては、まずお電話で受けることが多いです。相談の中で次の相談が決まった場合は、対面かオンラインでの相談を御案内しています。そのため実際の件数としては、電話、対面、オンラインの順に多くなっています。オンラインでの相談についても周知を図っていますが、電話もしくは直接来て対面を選ぶ方が多い状況です。オンラインを選択される方は、時間や距離などの都合で対面での相談が難しい方が多かった印象です。
委 員	相談件数を増やすために引き続き取り組んでいただければと思います。
委 員	対面とオンライン双方によるハイブリッド形式での相談とは、例えば若者本人はオンライン、家族と市は対面といった形式でしょうか。
事 務 局	相談日一日の中で、相談者が対面かオンラインどちらか自身で選択できる環境を用意しているという意味でハイブリッド形式と言っています。相談自体は実際に当事者の方がいらっしゃるというケースは少なく、多くは御家族の方からの御相談です。
委 員	御家族の方は対面で相談を希望される方が多いのでしょうか。
事 務 局	対面で相談を希望される方が多い状況です。また、相談以外にも家族セミナーといって社会生活に困難を有している方やその御家族を対象とした講座を実施しており、それも対面かオンラインか出席方法を選択できます。
委 員	若い方にとってはオンラインでの相談ができると気軽に相談できることもあると思いますが、自分の気持ちを対面でちゃんと面と向かって聞いてほしいという方もいらっしゃると思うので、どちらもできるということはとてもいいことだと思います。今後も併用できる環境を確保していただければと思います。
委 員	通番70「不登校児童・生徒への支援の充実」について、トライルームは低学年も利用できるのでしょうか。不登校の低学年児童は増えていますが送迎の問題などもあるかと思います。トライルームの限界もあると思いますが、その場合は各校に設置されているサポート教室で対応されているのでしょうか。学校の状況が

	分からぬので確認させてください。
事務局	利用できる学年は不明ですが、一人でトライルームまで来られない場合は保護者の方の送迎が必要とのことです。トライルームに行けない場合は、在学校的サポート教室を利用する、保健室で過ごすということもあります。
委員	トライルームやサポート教室などはとてもいい取組だと思います。不登校児童は市内に現在どれくらいいるのでしょうか。
事務局	今年度の具体的な人数はまだ出ていませんが、おおよそ200人程度です。
委員	そのようなお子さんで、学校には行けないけど家庭でもない学校でもない第三の居場所として放課後等デイサービスを利用される場合もあります。
委員	通番70について、質的目標は不登校児童・生徒が支援により学校復帰することができていると記載があります。令和6年度の質的評価は「a」となっていますが、具体的に何人、何割が学級復帰することができたのでしょうか。取り組んだ内容の記載も重要だと思いますが、目標に対する実績がかみ合っていない気がします。もし具体的に何人、何割が学級復帰できたのか記載ができないのであれば、目標の立て方がそもそも違うのではないかでしょうか。
事務局	質的目標については、目標を数値化することが難しいためこのように表記となっていたのかと思います。不登校児童・生徒が少しでも早く学校に復帰できるような取組は引き続き進めていますが、令和7年度からの現行計画においては、不登校児童・生徒の教育環境の整備として、「不登校児童・生徒が自身に合った学びを選択して学習に取り組めるよう支援する」と変更しています。実際の学校復帰できた児童・生徒の人数、割合については把握しておりません。
委員	量的目標・実績ではないので、質的実績が具体的な数値である必要はないと思いますが、質的目標の記載に対して質的実績評価が「a」なのに中身が見えないことで達成できたのか見えづらくなっている気がするので、何か一文あってもいいのではないかと思いました。
事務局	今後の計画評価においては、目標に対する実績がかみ合った評価となるように進めていきたいと思います。御意見いただきありがとうございます。
委員	同じく通番70について、質的目標が「学校復帰することができている」と記載されていますが、学校復帰とは何をもって学校復帰と言うのでしょうか。捉え方がなかなか難しいような気がします。学校復帰という言葉を使うのは適切なのでしょうか。
委員	例えば保育所だと、待機児童は0にはなりませんが目標としては待機児童を0にすると掲げなければいけないように、不登校児童・生徒は0にはなりませんが、目標としては支援により不登校児童・生徒の全員が学校復帰できているということを掲げているのではないかと思いました。ただ、質的な目標を書くのであれば、同時に相談支援などの充実ができているということを目標としなければいけないのでないかと思います。
事務局	ほかの事業でも目標を100%に設定しているものがありますが、この事業も同

	様に、学校としては不登校児童・生徒が0になってみんなが楽しく学校に通えることを目標として掲げているのだと思います。
会長	所管課の考え方もあると思いますが、誰でも伝わる表現も意識する必要があると思います。委員の皆様のそれぞれの御意見を所管課に伝えていただければと思います。
副会長	今の部分について、令和元年に文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知が発出され、その中で不登校児童・生徒への支援とは学校に登校する結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があるということが示されています。学齢期の子どもたちにとって、学校という社会的な場が、学習という意味でも集団生活という意味でも非常に重要な場であることは間違ひありませんが、それだけではないということに留意する必要があると思います。評価の指標には学校復帰があってもいいと思いますが、例えば別の機関につながって相談を受けているとか、支援を受けているとか、子どもが社会の中でどこにもつながっていないという状況をなくすようにする、という視点が見えるような指標も検討していただければと思いました。
事務局	現在評価をしている令和6年度までの計画にはその記載はないのですが、令和7年度から始まっている現行計画においては、不登校児童・生徒の教育環境の整備について、数値目標の指標を不登校児童・生徒全員が、医療機関や民間施設等も含めた学校内外の機関の指導や相談につながっている学校数と設定しています。
会長	委員の皆様、他に御質問や御意見はよろしいでしょうか。 それでは、本日の議事は全て終了しました。事務局より「3 その他」についてお願ひします。
事務局	本日は長時間にわたりありがとうございました。 次回の会議についてお知らせします。次回は10月28日（火）午後6時30分から、市役所2階201会議室で行います。 議題については、計画評価の続きを予定しております。次回の会議についても、2時間程度を想定しております。お忙しいところお手数ですが、御出席の程、よろしくお願ひします。以上です。
会長	それでは、以上を持ちまして、本会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。

— 了 —